

改正

令和元年 5 月16日

令和 2 年 4 月 1 日

令和 3 年 8 月10日

令和 4 年 9 月12日

令和 5 年 9 月 7 日

令和 6 年 8 月30日

令和 7 年 9 月10日

令和 8 年 9 月30日

いわき市女性活躍推進企業認証制度取扱要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、女性の活躍と男女共同参画推進に理解と意欲があり、仕事と家庭の両立に配慮し、男女ともに働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組んでいる市内企業等を認証し公表することで、当該企業等が社会的に評価される仕組みをつくることにより、自主的な取組みの促進を図り、市内企業等における女性の活躍推進及び男女共同参画の普及を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、市内企業等とは、常用雇用従業員数が300人以下の市内に本社・支店等を有する事業所、公益法人及び個人事業主のことをいう。

(認証の要件)

第 3 条 市長は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす市内企業等をいわき市女性活躍推進企業として認証する。

- (1) 労働基準法（昭和22年法律第49号）、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号。以下「男女雇用機会均等法」という。）及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）の規定を遵守するため、必要な措置が就業規則等に記載され、取組が行われていること。
- (2) 女性の活躍推進及び従業者の仕事と家庭の両立支援のための、次に掲げる取組等を合わせて 7 以上行われており、かつ、実際の取組等の内容が確認できるもの（関係規程、社内報、新聞記

事等）を書面で提出できること。ただし、行われている 7 以上の取組等には、ウ及びエの取組についてはそれぞれ 2 以上、それ以外の取組等については 1 含まれていること。

ア 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）第 8 条第 1 項に規定する一般事業主行動計画の策定

イ 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号。以下「次世代法」という。）第12条第 1 項に規定する一般事業主行動計画の策定

ウ 女性の活躍推進に関する取組

エ 仕事と家庭の両立支援に関する取組

オ 市が指定する講座の受講に関する取組

（3） 社会通念上、認証するにふさわしくないと判断される問題を起こしていないこと。

（申請）

第 4 条 前条の規定による認証を受けようとする市内企業等は、いわき市女性活躍推進企業認証新規申請書（第 1 号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（1） いわき市女性活躍推進企業認証 必要事項申告書兼同意書（第 2 号様式）

（2） その他必要に応じて市長が指定する書類

（更新）

第 5 条 認証された市内企業等は、認証の更新を行うことができる。

2 認証の更新をしようとするものは、認証期間の末日の属する月の 2 月前の末日までに更新の申請をしなければならない。

3 前条の規定は、前項の規定による更新の申請に準用する。この場合において、同条中「いわき市女性活躍推進企業認証新規申請書（第 1 号様式）」とあるのは、「いわき市女性活躍推進企業認証更新申請書（第 3 号様式）」と読み替えるものとする。

（更新の要件）

第 6 条 市長は、第 3 条各号に掲げる要件の全てを満たす市内企業等をいわき市女性活躍推進企業として認証を更新する。

（審査及び資格の有効期間）

第 7 条 市長は、第 4 条及び第 5 条の申請書を受理したときは、書面審査により、関係法令に基づく諸規程等の整備及び行動計画策定等の状況について確認するとともに、審査に必要な情報の聴き取りや資料の提出を求めることができる。

2 前項の規定による審査により、認証することが適当と認めたときは、市長は、その市内企業等を

いわき市女性活躍推進企業として認証を行い、認証書を交付する。

- 3 認証の有効期間は、認証書の交付を受けた日から、同日から3年を経過した日の属する年度の末日までとする。ただし、更新企業については、前認証の有効期間が終了した翌年度の初日から起算して3年度とする。

(認証の効果)

第8条 認証による効果は、別に定める。

(認証の取消)

第9条 市長は、申請要件を欠くと認めた場合は、認証を取り消すとともに認証書の返還を受けることができる。

附 則

この要綱は、平成28年9月23日から実施する。

附 則 (令和元年5月16日)

この要綱は、令和元年6月1日から実施する。

附 則 (令和2年4月1日)

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

附 則 (令和3年8月10日)

この要綱は、令和3年8月10日から実施する。

附 則 (令和4年9月12日)

- 1 この要綱は、令和4年9月12日から実施する。

- 2 改正後の第7条第3項本文の規定は、令和2年4月1日以後に同条第2項の規定による認証を受けたもの（同条第3項ただし書の更新企業を除く。）について適用する。

附 則 (令和5年9月7日)

この要綱は、令和5年9月7日から実施する。

附 則 (令和6年8月30日)

この要綱は、令和6年8月30日から実施する。

附 則 (令和7年9月10日)

この要綱は、令和7年9月10日から実施する。

附 則 (令和8年9月30日)

この要綱は、令和8年9月30日から実施する。